

〈記入上の留意事項〉

- (1) 7月の就学支援金申請時に「課税証明書等」を提出の方は、本承諾書を提出すると「課税証明書等」の添付を省略できます。
- (2) 7月又は昨年度の就学支援金申請時に「マイナンバー関係書類」を提出の方は、本承諾書は使用できません。奨学のための給付金申請用に「課税証明書等」を添付してください。

令和 年 月 日

京都府知事 様

課税証明書等の提出を省略する  
保護者等氏名

氏 名 \_\_\_\_\_

課税証明書等の提出を省略する  
保護者等氏名

氏 名 \_\_\_\_\_

課税証明書等を京都府が活用することについての承諾書

保護者等の所得の確認に当たり、国の就学支援金(学び直し支援金)の申請等で提出した課税証明書等を京都府が活用することについて承諾します。